

## 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案（案）の概要

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

- ・「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人ととどまっています。また、同調査において20歳代の未婚者が9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにも関わらず、50歳時の男性の未婚率は16%を超えており、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じています。
- ・県の児童虐待の相談対応件数が過去最多となるほか、国の「子どもの貧困率」が16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

#### 第2節 計画の位置づけ

取組項目の一部が重複し、相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

- ・少子化対策計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画

### 第2章 計画のめざすべき社会像等

#### 第1節 めざすべき社会像

おおむね10年先のめざすべき社会像を

「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

として設定し、取り組んでいきます。

#### 第2節 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念等をふまえて、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
- ② 家族形成は当事者の判断が最優先される
- ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
- ④ 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
- ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

### 第3節 計画目標

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

#### （1）総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する目標として2つの「総合目標」を設定します。

##### 総合目標①

県の合計特殊出生率（平成 25 年 1.49）を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望が叶った場合の水準（希望出生率<sup>※1</sup>）である 1.8 台に引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。
- ※1 みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ども数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ども数などにより試算すると 1.84。

##### 総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合<sup>※2</sup>」（平成 25 年度 56.0%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。
- ※2 みえ県民カビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第 3 回みえ県民意識調査（平成 26 年 1 月実施）の結果に基づくもので、目標値は 1 年あたり 1 ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

#### （2）重点目標

様々な課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後 5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

#### （3）モニタリング指標

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は別紙をご参照ください。

## 第3章 ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けては、以下のとおりライフステージごとに切れ目のない支援が必要であり、取組毎に「現状と課題」、「5年後のめざす姿」、「主な取組内容」に整理し、記載しています。

### 第1節 子ども・思春期

- (1) ライフプラン教育の推進
- (2) 子どもの貧困対策
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 社会的養護の推進
- (5) 子どもの育ちを支える取組の推進
- (6) 不登校やいじめ等への対応
- (7) 健全育成の推進
- (8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）

### 第2節 若者／結婚

- (1) ライフプラン教育の推進（再掲）
- (2) 若者の雇用対策
- (3) 出逢いの支援
- (4) 困難を有する子ども・若者への支援
- (5) 自殺対策

### 第3節 妊娠・出産

- (1) 不妊に悩む家族への支援
- (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- (3) 周産期医療体制の充実

### 第4節 子育て

- (1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進
- (2) 男性の育児参画の推進
- (3) 小児医療の充実
- (4) 在宅での療育・療養支援
- (5) ひとり親家庭等の自立促進
- (6) 障がい児施策の充実

### 第5節 働き方

- (1) 子育て期女性の就労に関する支援
- (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり

### 第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等

- (1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進
- (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備
- (3) 安全で安心な情報環境の整備
- (4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

## 第4章 重点的な取組

めざすべき社会像の実現に向けて、様々な課題のうち、解決を図る必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

また、「家族」が計画全体を貫く一つの視点であるであることをふまえ、それぞれの項目の中で「『家族』の形成や機能を支える取組」について整理しています。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 重点的な取組 1  | ライフプラン教育の推進              |
| 重点的な取組 2  | 若者の雇用対策                  |
| 重点的な取組 3  | 出逢いの支援                   |
| 重点的な取組 4  | 不妊に悩む家族への支援              |
| 重点的な取組 5  | 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実       |
| 重点的な取組 6  | 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援   |
| 重点的な取組 7  | 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援    |
| 重点的な取組 8  | 男性の育児参画の推進               |
| 重点的な取組 9  | 子育て期女性の就労に関する支援          |
| 重点的な取組 10 | 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援 |
| 重点的な取組 11 | 子どもの貧困対策                 |
| 重点的な取組 12 | 児童虐待の防止                  |
| 重点的な取組 13 | 社会的養護の推進                 |
| 重点的な取組 14 | 発達支援が必要な子どもへの対応          |

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は別紙をご参照ください。

## 第5章 計画を推進するために

### 第1節 基本的な考え方

本計画の対象領域は多岐にわたることから、取組を効果的に進めるためには、市町、医療、教育、子育て等関係機関のほか、企業や若者、子育て経験者などの多様な主体の参画が必要です。

計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、目標達成に向けて的確な進行管理に努めるとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況や目標の達成度合いについて報告していきます。

### 第2節 庁内外の連携の確保

#### （1）庁外の連携

多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議に、取組の進捗状況に関する評価を報告するとともに、同会議において今後の取組の改善方策等について検討いただきます。

#### （2）庁内の連携

本計画に基づく取組の分野は多岐にわたることをふまえ、少子化対策総合推進本部会議等により庁内関係部局の連携を確保し、推進していきます。

### 第3節 取組の進捗状況や達成度合いの把握

第2章第3節「計画目標」に記載のとおり、計画の目標やモニタリング指標により取組の進捗状況や達成度合いの把握に努めます。

- 総合目標…計画全体を包含する目標として設定します。
- 重点目標…重点的な取組の進行管理を行うため、設定します。
- モニタリング指標…目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標として位置づけます。

### 第4節 成果の報告

取組の進捗状況や達成度合い等については、三重県少子化対策推進県民会議や三重県少子化対策総合推進本部に諮ったうえで、ホームページ等で公表する予定です。

(参考) 三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会委員 名簿

敬称略 五十音順

委 員	
石川 博之	津市教育委員会教育長
金森 美智子	連合三重副事務局長
紀平 正道	三重県産婦人科医会副会長
杉浦 礼子	高田短期大学教授
田部 眞樹子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長
野村 豊樹	三重県医師会理事
服部 美穂	万協製薬株式会社品質管理部開発課
福原 正	三重労働局雇用均等室長
松岡 泰之	津東高等学校長
松田 茂樹	中京大学教授

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

資料2(別紙)

重点的な取組	5年後のめざす姿(概要)	主な取組内容(概要)	重点目標	モニタリング指標
			指標 現状値	指標 現状値
1 ライフプラン教育の推進	家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができています。	・小中学生、高校生、大学生などを対象としたライフプラン教育 ・企業の若手職員等に対するキャリアプランと合わせたライフプラン教育	ライフプラン教育を実施している市町の割合 <b>34.5%(26年度)</b>	平均初婚年齢(県) <b>男性30.3歳 女性28.6歳(24年)</b>
			県立学校において、ライフプラン教育等を実施している割合 <b>保育実習8校・講演会3校・専門医等の派遣12回</b>	出生時の母の平均年齢(第1子・県) <b>29.7歳(24年)</b>
2 若者の雇用対策	結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。	・非正規雇用者に対する正規雇用への転換支援 ・中小企業の魅力発信、経営者と若者の交流 ・県外大学生のUターン就職促進 ・若者が安心して農林水産業へ参入できる環境づくり	「おしごと広場みえ」利用者の就職率 <b>40.3%(25年度)</b>	25～34歳の不本意非正規社員割合(国) <b>30.3%(25年度)</b>
				大学卒、3年後の離職率(県) <b>35.2%(26.4.25)</b>
				おしごと広場みえ利用満足度(県) <b>90%(平成25年度)</b>
3 出逢いの支援	結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。	・出逢いイベントの情報提供や結婚の意義や良さについての啓発 ・市町、団体、企業の取組の支援	出逢いの場の情報提供数 <b>21件(26年10月)</b>	平均初婚年齢(県) <b>男性30.3歳 女性28.6歳(24年)</b>
			結婚支援に取り組む市町数 <b>11市町(25年11月)</b>	婚姻件数(県) <b>8,844件(25年)</b>
4 不妊に悩む家族への支援	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっています。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっています。	・不妊や不育症に関する相談、治療に関する情報提供 ・男性、第2子、不育症等を含む費用助成	男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数 <b>19市町(26年度)</b>	不妊専門相談センターへの相談件数(県) <b>285件(25年度)</b>
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが進んでいます。	・市町の母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりの支援 ・産後ケア事業を行う市町支援	日常の育児について相談相手のいる親の割合 <b>99.4%(26年度)</b>	妊娠届出時等に医療機関が情報提供等の連携をした市町の割合(県) <b>75.9%(26年度)</b>
			妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町の割合 <b>75.9%(26年度)</b>	5歳児検診等を実施する市町の割合
			訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町の割合 <b>6.9%(26年度)</b>	
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、安心して健やかに医療的ケアが必要な小児が育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。	・専門人材の確保・育成 ・周産期医療提供の総合的ネットワーク体制構築の調査・研究 ・周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援 ・新生児ドクターカー(すくすく号)の運用 ・小児の在宅療育・療養に必要な連携体制や人材育成の支援	出産一万あたり産科・産婦人科医師数 <b>96人(24年)</b>	周産期死亡率(出産1000対)(県) <b>4.1(25年)</b>
			就業助産師数 <b>359人(平成24年)</b>	
			周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率 <b>88.2%(25年)</b>	

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

資料2(別紙)

重点的な取組	5年後のめざす姿(概要)	主な取組内容(概要)	重点目標	モニタリング指標
			指標 現状値	指標 現状値
7保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の就職相談、就業継続支援、処遇改善</li> <li>・低年齢児保育の保育士加配の支援</li> <li>・病児・病後児保育の施設整備等の支援</li> <li>・放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援</li> <li>・祖父母世代の子育て支援</li> <li>・地域の子育て団体の活動の支援</li> </ul>	待機児童数(県) <b>48人(26年4月1日)</b> 放課後児童クラブ・放課後こども教室を設置する小学校区の割合(県) <b>88.0%(26年5月)</b>	保育士の平均勤続年数(県) <b>9年2か月(25年)</b> 低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数(県) 病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用・ファミサポ対応も含む) <b>20市町(26年)</b>
8男性の育児参画の推進	職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換等の機会の提供、取組事例の周知</li> <li>・男性の育児参画の重要性についての啓発</li> <li>・子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が関われる環境づくり</li> </ul>	育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性) <b>4.2%(25年度)</b>	男性の家事・育児時間(県) <b>45分(23年)</b>
9子育て期女性の就労に関する支援	就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育期のキャリア形成支援</li> <li>・希望する形で就労継続できる環境づくり</li> <li>・再就職後の非正規雇用から正規雇用への移行支援</li> </ul>	女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数 <b>0校(26年度)</b>	25~44歳女性の就業率(県) <b>58.3%(24年)</b>
10企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援	安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育ボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組の支援</li> <li>・企業によるマタハラ・パタハラのない職場づくりの取組支援</li> </ul>	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合 <b>31.8%(25年度)</b>	労働者からのマタハラ関連の相談件数(県) <b>40件(25年度)</b>
「子どもの貧困対策」については27年度に策定予定の「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」をふまえて改めて検討				
11子どもの貧困対策	子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の支援</li> <li>・保護者に対する就労の支援</li> <li>・生活の支援</li> <li>・経済的支援</li> </ul>		
12児童虐待の防止	地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない妊娠の予防、特定妊婦の早期把握・支援</li> <li>・児童虐待への的確な把握と家族支援</li> <li>・市町職員の人材育成支援の充実</li> <li>・市町をはじめとする関係機関の連携強化</li> </ul>	児童虐待により死亡した児童数 <b>0人(25年度)</b>	児童虐待相談対応件数(県) <b>1,117件(25年度)</b>
13社会的養護の推進	社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」(平成26年度策定)に基づき、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設の無い地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1中学校区1里親委託をめざした里親制度の周知と新たな里親の開拓</li> <li>・児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化、地域分散化のための施設整備</li> <li>・施設の職員体制の充実、人材の育成</li> </ul>	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 <b>7.7%(26年3月)</b> 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 <b>16.6%(26年3月)</b>	要保護児童数(県) <b>504人(26年3月)</b>
14発達支援が必要な子どもへの支援	発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築され、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重県・こども心身発達医療センター(仮称)」の整備</li> <li>・市町に対する技術的支援</li> <li>・「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進</li> </ul>	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合 <b>20.5%(25年度)</b>	子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県) <b>577件(25年度)</b> 5歳児検診等を実施している市町の割合

※上記とは別に、計画全体に関係の深いモニタリング指標として、以下の2つを設定。

①幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合(みえ県民意識調査) 69.4%(平成25年度)

②ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じるの割合(県、キッズモニター) 43.8%(平成26年度)